



【根拠法令】

大津市医療費助成条例

(受給券)

第4条 医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給券の交付を受けなければならない。

2 略

【基準法令】

大津市医療費助成条例

(対象者)

第2条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、

本市の区域内に住所を有する者であつて、規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)による被保険者又は被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 6歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者

(2) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で次に掲げる場合に該当するもの(以下「母子家庭の母等」という。)及びその掲げる場合において当該母子家庭の母等に扶養され、又は介護されている者(前号に該当する者、規則で定める施設に入所している者及び他の条例の規定により医療費の助成を受けることができる者を除く。)

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者(以下「児童」という。)(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校に在学している者で、同日を経過し20歳に達する日の属する月の末日を経過していないものを含む。)を扶養している場合

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害程度等級表」という。)の1級から3級までのいずれかに該当するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知的障害の程度が重度、中度若しくは軽度と判定された者で、65歳に達する日の属する月の末日を経過していないその者の子であるもの(アに掲げる者を除く。)を介護するために就労できない場合

(3) 次のいずれかに該当する者で、児童を扶養しているもの(以下「父子家庭の父等」という。)及びそのものに扶養

されている児童(前2号に該当する者、規則で定める施設に入所している者及び他の条例の規定により医療費の助成を受けることができる者を除く。)

ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの

イ 離婚した男子であつて、現に婚姻をしていないもの

ウ 配偶者の生死が明らかでない男子

エ 配偶者から遺棄されている男子

オ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子

カ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子

キ 配偶者が法令により長期にわたつて拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子

ク 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの

(4) 障害者で、次のいずれかに該当するもの(前3号に該当する者(次項の規定により医療費を支給しないこととされる者を除く。)、規則で定める施設に入所している者、本市の区域内に所在する障害者支援施設等(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設その他規則で定める施設をいう。以下同じ。))に入所したことにより、他の市町村から本市の区域内に住所を変更した者(規則で定める者を除く。))及び他の条例の規定により医療費の助成を受けることができる者を除く。)

ア 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の3級に該当する者で、20歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の4級から6級までのいずれかに該当する者で、6歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

エ 児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が重度又は中度と判定された者

オ 児童相談所において知的障害の程度が軽度と判定された者で、6歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

カ 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の4級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が軽度と判定された者で、6歳に達した日の属する月の末日を経過し20歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

キ 障害程度等級表の4級から6級までのいずれかに該当する疑い又は児童相談所において知的障害の程度が

軽度と判定される疑いがあり障害の程度を進行させないため治療が必要であると認められる者で、6歳に達する日の属する月の末日を経過していないもの

- (5) 母子及び寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦のうち、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者であって、65歳に達する日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日を経過していないもの(前号に該当する者を除く。)
- (6) 母子及び寡婦福祉法第6条第3項に規定する寡婦のうち、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者であって、65歳に達した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から70歳に達する日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日を経過していないもの(第4号に該当する者及び他の条例の規定により医療費の助成を受けることができる者を除く。)
- (7) 障害者自立支援法第52条第1項の規定により自立支援医療費(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。以下「精神通院医療費」という。)の支給認定を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級に該当するもの(規則で定める施設に入所している者を除く。)

2 次の各号のいずれかに該当する者で、それぞれ当該各号に定める者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。)が規則で定める額を超えるもの又は当該各号に定める者の配偶者の前年の所得若しくは当該各号に定める者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で、主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が規則で定める額を超えるものについては、前項の規定にかかわらず、医療費を支給しない。

- (1) 前項第2号に該当する者 母子家庭の母等
- (2) 前項第3号に該当する者 父子家庭の父等
- (3) 前項第4号に該当する者 その者
- (4) 前項第5号に該当する者 その者
- (5) 前項第6号に該当する者 その者
- (6) 前項第7号に該当する者 その者

3 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(住所地特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、同条第1項第4号に該当し、同条の規定による医療費の支給を受けることができることとなるもの(規則で定める者を除く。)は、同号の対象者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所している者の最初に入所した障害者支援施設等への入所前の住所が本市の区域内であった場合についても、同様とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。